

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年8月10日
【四半期会計期間】	第150期第1四半期（自平成29年4月1日至平成29年6月30日）
【会社名】	相鉄ホールディングス株式会社
【英訳名】	Sotetsu Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 林 英一
【本店の所在の場所】	横浜市西区北幸一丁目3番23号 (注) 上記は登記上の本店所在地であり、本社業務は下記本社事務所において行っております。 (本社事務所) 横浜市西区北幸二丁目9番14号
【電話番号】	(045)319 - 2043
【事務連絡者氏名】	経営戦略室 課長 大川 雅之
【最寄りの連絡場所】	横浜市西区北幸二丁目9番14号
【電話番号】	(045)319 - 2043
【事務連絡者氏名】	経営戦略室 課長 大川 雅之
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第149期 第1四半期 連結累計期間	第150期 第1四半期 連結累計期間	第149期
会計期間	自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日	自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日	自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日
営業収益 (百万円)	66,490	61,263	253,363
経常利益 (百万円)	8,708	7,879	27,558
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益 (百万円)	5,427	5,195	17,061
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	4,537	5,699	19,430
純資産額 (百万円)	115,629	130,882	128,534
総資産額 (百万円)	592,123	585,786	579,699
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	11.08	10.60	34.82
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	19.1	21.9	21.7

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 「営業収益」には、消費税等は含まれておりません。

3. 「潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益」については、潜在株式が存在しないため、「-」で表示しております。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社に異動はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1)業績の状況

当第1四半期連結累計期間のわが国経済は、企業収益が改善するなか、設備投資に持ち直しの動きが見られる等、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。しかしながら、海外の政治情勢等から生じる世界経済の不確実性は、景気の下振れリスクとして懸念されることから、依然として先行き不透明な状況であります。

このような情勢下におきまして、相鉄グループでは鋭意業績の向上に努めました結果、当第1四半期連結累計期間の営業収益は612億6千3百万円（前年同期比7.9%減）となり、営業利益は83億6千万円（前年同期比11.0%減）、経常利益は78億7千9百万円（前年同期比9.5%減）、親会社株主に帰属する四半期純利益は51億9千5百万円（前年同期比4.3%減）を計上するにいたしました。

各セグメント別の状況は以下のとおりであります。

a. 運輸業

鉄道業におきましては、「デザインブランドアッププロジェクト」の取り組みとして、外観に「ヨコハマネイビーブルー」を採用した9000系リニューアル車両の3編成目が竣工し、6月7日より運行を開始したほか、弥生台駅等の駅舎リニューアル工事を推進いたしました。また、引き続き星川・天王町駅付近連続立体交差工事を推進するとともに、JR線及び東急線との相互直通運転計画につきましても、鋭意推進いたしております。さらに、初めての試みとなる「電車運転体験会」等のイベントを開催いたしました。

自動車業におきましては、乗り降りがしやすく、環境にも配慮したノンステップバス4両を導入するとともに、視認性の高い「白色LED先行表示器」を採用し、サービスの向上に努めました。また、「第33回全国都市緑化よこはまフェア」の開催期間中におきまして、会場である「里山ガーデン」（よこはま動物園隣接地）までの路線延長及び増便を行ったほか、同会場とよこはま動物園正門間を結ぶシャトルバスを運行いたしました。さらに、法人契約に基づく送迎バスの運行を新規に受託し、収益力の向上に努めました。

以上の結果、運輸業全体の営業収益は99億7千7百万円（前年同期比1.2%増）、営業利益は28億6千3百万円（前年同期比1.9%増）となりました。

b. 流通業

スーパーマーケット業におきましては、横浜市磯子区の「そうてつローゼン磯子店」をはじめ16店舗において改装等、店舗の活性化を実施いたしました。また、引き続き惣菜部門の充実、取扱商品数の拡大、地域性を活かした商品及び上質商品の導入を強化する等、収益力の向上を図り、既存店強化を行っております。

その他流通業におきましても、競争が激化する厳しい事業環境のなか、業績の向上を図るべく、積極的な営業活動に努めました。

以上の結果、流通業全体の営業収益は270億5千1百万円（前年同期比0.8%増）、営業利益は4億3千4百万円（前年同期比11.6%減）となりました。

c. 不動産業

不動産分譲業におきましては、川崎市川崎区の「グレースシアシティ川崎大師河原」及び東京都八王子市の「フェアシス八王子新町」の集合住宅並びに横浜市港南区の「グレースライフ横浜日限山」の戸建住宅を中心に、集合住宅及び戸建住宅18戸を分譲いたしました。

不動産賃貸業におきましては、いずみ野線沿線駅前地区リノベーション計画において引き続き弥生台駅前街区の再開発を推進いたしました。また、横浜駅西口においては、「相鉄ジョイナス」をはじめとした商業施設において、魅力あるテナントを誘致する等、収益力の向上に努めたほか、利便性の向上を図るため、横浜駅中央自由通路と横浜駅西口地下街との接続工事を推進いたしました。

さらに、横浜駅西口及び相鉄線沿線の価値向上に寄与するため、地域と連携した各種イベントの開催及び「みなまきラボ」におけるエリアマネジメントへの取り組みを実施いたしました。

なお、引き続き二俣川駅南口における市街地再開発事業の事務局業務を受託するとともに、泉ゆめが丘地区における土地区画整理事業の業務を代行し、沿線の街づくりを推進しております。

以上の結果、不動産業全体の営業収益は122億7千6百万円（前年同期比33.1%減）、営業利益は34億8千2百万円（前年同期比25.0%減）となりました。

d. ホテル業

ホテル業におきましては、「横浜ベイシェラトン ホテル&タワーズ」において、シェラトンブランドの最高峰に位置する「シェラトンクラブ（24階～27階、62室）」を4月1日にオープンしたほか、レストランでさまざまなイベントを開催する等、集客力及び収益力の向上に努めました。

また、宿泊特化型ホテルの「相鉄フレッサイн」及び「ホテルサンルート」では、「相鉄フレッサイн」ブランドとして関西初出店となる「相鉄フレッサイн 京都四条烏丸」及び「相鉄フレッサイн 京都駅八条口」を開業し、事業基盤の拡充を図ったほか、「ホテルサンルート川崎」において客室等の改装を推進するとともに、インバウンド需要及び多様な国内需要を積極的に取り込み、収益力の向上に努めました。

以上の結果、ホテル業全体の営業収益は100億1千2百万円（前年同期比6.0%増）、営業利益は14億3千6百万円（前年同期比7.7%増）となりました。

e. その他

ビルメンテナンス業におきましては、事業者間の受注競争が激化する厳しい事業環境のなか、積極的な営業活動を展開し、東京都内及び神奈川県内において新規物件及び既存物件における周辺業務の受注拡大を図るとともに、良質かつ安定したサービスの提供に努めました。

その他の各社におきましても、業績の向上を図るべく、積極的な営業活動に努めました。

以上の結果、その他全体の営業収益は49億7千3百万円（前年同期比2.1%減）、営業利益は1億1千6百万円（前年同期比32.4%増）となりました。

(2) 経営方針・経営戦略等及び経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等及び経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等について重要な変更はありません。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 株式会社の支配に関する基本方針

株式会社の支配に関する基本方針について

当社の「株式会社の支配に関する基本方針」（以下、「基本方針」といいます。）は、以下のとおりであります。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社を支えるさまざまなステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を中長期的に最大化させる者でなければならないと考えます。

従いまして、特定の者又はグループが当社の総株主の議決権の20%以上に相当する議決権を有する株式を取得すること等により（以下、本項において、当該特定の者又はグループを「買収者等」といいます。）、当社の企業価値の源泉が中長期的に見て毀損されるおそれがある場合等、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益の最大化が妨げられるおそれが存する場合には、かかる買収者等は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるものとして、当社取締役会は、善管注意義務を負う受託者の当然の責務として、法令及び当社の定款によって許容される限度において、場合により、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益の最大化のために相当の措置を講じます。

基本方針の実現に資する特別な取り組みについて

当社は、基本方針実現のため、企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化に向けて以下の取り組み（以下、「本取り組み」といいます。）を実施しております。

相鉄グループは、「快適な暮らしをサポートする事業を通じてお客様の喜びを実現し、地域社会の豊かな発展に貢献します」という基本理念のもと、横浜駅と神奈川県央部を結ぶ鉄道路線を中心とし、それを補完するバス路線のネットワーク、そして沿線の宅地、商業施設等の開発をはじめとするさまざまな生活関連サービスを沿線で暮らしているお客様に提供するという事業構造によって成長してまいりました。

現在、相鉄グループは長年にわたる相鉄線沿線地域での事業展開により培ってきたお客様からの信頼を活かして競争力を高め、「地域ナンバーワンの快適生活応援企業グループ」となることをめざし、事業の選択と集中の強化、CS 経営の推進と沿線価値の向上による相鉄ブランドの維持及び形成並びに財務体質の改善等に取り組んでおります。

今後も、コア事業へ経営資源を重点的に投下して成長を図るとともに、低効率な事業については抜本的な改善策を実施する等、事業の選択と集中をさらに強化してまいります。

さらに、今後予定されております相鉄線とJR線との相互直通運転及び相鉄線と東急線との相互直通運転により、相鉄線沿線の利便性が向上し、沿線の将来性及びポテンシャルが大いに高まることが期待されます。グループビジョン“Vision100”のもと、鉄道業におけるさらなるサービスの充実や、沿線の開発に積極的に取り組み、沿線価値の向上と相鉄ブランドの維持及び形成に努め、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を最大化することで株主の皆様のご期待に応えていくとともに、株主の皆様をはじめとしたすべてのステークホルダーからの信頼を確保するため、コンプライアンスの徹底などコーポレート・ガバナンス体制の一層の充実・強化に取り組んでまいります。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みについて

当社は、基本方針に照らして不適切な者（以下、「例外事由該当者」といいます。）による当社株式の大規模買付行為を防止するための取り組みについて検討を行ってまいりました結果、具体的な対応策を導入することが適当であると判断し、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「本プラン」といいます。）に関する定款変更議案及び本プランの導入に関する承認議案を平成19年6月28日開催の第139期定時株主総会に提出し、株主の皆様のご承認をいただいております。

(ア) 本プラン導入の目的及び理由

当社は、当社株式の大規模買付行為（以下、「大規模買付行為」といいます。）を行おうとする者（以下、「買収者グループ」といいます。）が出現した場合でも、買収者グループに対して株式を売却するか否かの判断や、買収者グループに対して会社の経営を委ねることの最終的な判断は、基本的には、個々の株主の皆様のご意思に委ねられるべきものと考えております。また当社は、株主の皆様に対して、ご判断にあたっての種々の情報を分析し検討していただくために、十分な時間を確保することが非常に重要であると考えております。

本プランは、買収者グループに対して、事前に必要な情報の提供を求めると及び大規模買付行為を一定期間行わない旨の誓約を求めることにより、大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断すること、取締役会が大規模買付行為に対する賛否の意見又は代替案を株主の皆様に表示すること、あるいは株主の皆様のために交渉すること等を可能とし、もって例外事由該当者等による大規模買付行為を防止することを目的としております。

(イ) 本プランの概要

本プランに関し、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益の最大化の観点から、新株予約権の無償割当て等による対抗措置の発動又は不発動その他必要な決議を行う場合に備え、予めその手続き及び行動指針を「対抗措置発動等ガイドライン」（以下、「本ガイドライン」といいます。）として定めております。

a. 対抗措置の対象となる大規模買付行為

当社の株券等について、買付後の所有割合が20%以上となる公開買付け等といたします。

b. 対抗措置発動の対象となる買付提案

いわゆるグリーンメイラーによるものである場合、運輸業の安全性若しくは公共性又は利用者の利益の確保に重大な支障を与えるおそれがある場合等、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益を損なうと判断されるものとしていたします。

c. 対抗措置発動の決定機関

本プランに定める手続きに買収者グループが従わない場合、取締役会の決議により対抗措置を発動いたします。

本プランに定める手続きに買収者グループが従った場合でも、当該買収者グループが例外事由該当者に相当すると判断した場合、取締役会は、株主総会の招集及び対抗措置発動の承認に関する議案の提案を決議いたします。対抗措置は、株主総会において株主の皆様のご承認が得られた場合に発動することといたします。

それ以外の場合には、対抗措置は発動されません。

d. 対抗措置の内容

原則として、新株予約権の無償割当てによります。例外事由該当者に対しては、その権利行使を認めない等の行使条件等を付すことがあります。

(ウ) 本プランの導入、継続、廃止及び変更等

本プランは、平成19年6月28日開催の第139期定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいたことにより効力を生じており、取締役会において廃止の決議が行われた場合に廃止されるものとしていたします。当社取締役の任期は1年であるため、定時株主総会における取締役選任議案に関する議決権行使を通じて、本プランの継続又は廃止に関する株主の皆様のご意思を確認することが可能です。また、本プランの内容に重要な変更を行う場合には、変更後のプランの導入に関する承認議案を株主総会に付議いたします。

(エ) 本プランが株主の皆様にご与える影響

本プランの導入時及び本プランに基づく新株予約権の発行時には株主の皆様の権利及び経済的利益に直接具体的な影響を与えることはありません。しかしながら例外事由該当者につきましては、本プランに基づく対抗措置の発動により、その権利及び経済的利益に何らかの影響が生じる可能性があります。また、例外事由該当者に該当しなくとも、基準日における最終の株主名簿に記載されていない場合等には、権利が行使できない場合があります。

本取り組み及び本プランに関する当社取締役会の判断及びその判断に係る理由

本取り組みは、前述のとおり、基本方針の実現のため、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化に向けて取り組むものであります。

また、本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の最大化の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を以下のとおり充足しており、高度な合理性を有するものであります。

このため、当社取締役会は、本取り組み及び本プランが基本方針に沿い、株主の皆様共同の利益を損なうものでなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

(ア) 企業価値ないし株主の皆様共同の利益の最大化

本プランは、買収者グループに対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及び考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が当該大規模買付行為に対する賛否の意見又は代替案を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために買収者グループと交渉を行うこと等を可能とし、もって当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益の最大化を目的として、導入されたものです。

(イ) 事前の開示

当社は、株主及び投資家の皆様及び買収者グループの予見可能性を高め、株主の皆様に適正な選択の機会を確保するために、本プランを予め開示しております。

また、当社は今後も、適用ある法令等及び証券取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

(ウ) 株主意思の重視

当社は、平成19年6月28日開催の第139期定時株主総会において本プランに関する定款変更議案及び本プランの導入に関する承認議案を付議し、本プランは株主の皆様のご承認が得られることを条件にその効力が発生するものとするので、本プランの導入についての株主の皆様のご意思を反映させております。

(エ) 外部専門家の意見の取得

当社取締役会は、当社取締役会が評価、検討、意見形成、代替案立案及び買収者グループとの交渉等を行うにあたっては、必要に応じて、外部専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得たうえで検討を行います。これにより当社取締役会の判断の客観性及び合理性が担保されております。

(オ) 本ガイドラインの設定

当社は、本プランにおける各手続きにおいて当社取締役会による恣意的な判断や処理がなされることを防止し、また、手続きの透明性を確保すべく、客観的な要件を織り込んだ内部基準として、本ガイドラインを設けています。本ガイドラインの制定により、対抗措置の発動、不発動又は中止に関する判断の際に拠るべき基準が客観性・透明性の高いものとなり、本プランにつき十分な予測可能性が付与されることとなります。

(カ) デッドハンド型買収防衛策又はスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によっていつでも継続、又は廃止の決議をすることができるため、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社はいわゆる期差任期制を採用しておらず、取締役の任期を1年と定めているため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(ご参考)

本プランの詳細はインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております。

(<http://www.sotetsu.co.jp/ir/rights-plan/index.html>)

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,200,000,000
計	1,200,000,000

(注) 平成29年6月29日開催の第149期定時株主総会において、株式併合に係る議案が承認可決されたため、株式併合の効力発生日(平成29年10月1日)をもって、発行可能株式総数は240,000,000株となります。

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成29年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成29年8月10日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	490,727,495	490,727,495	東京証券取引所 (市場第一部)	権利内容に何ら限定 のない当社における 標準となる株式であ り、単元株式数は 1,000株であります。
計	490,727,495	490,727,495	-	-

(注) 平成29年6月29日開催の第149期定時株主総会において、株式併合に係る議案が承認可決されたため、株式併合の効力発生日(平成29年10月1日)をもって、発行済株式総数は98,145,499株となります。また、平成29年5月25日開催の取締役会において、平成29年10月1日をもって、単元株式数を1,000株から100株に変更することを決議しております。

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成29年4月1日～ 平成29年6月30日	-	490,727,495	-	38,803	-	15,440

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7)【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成29年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成29年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 768,000	-	1(1) 発行済株式の「内容」欄に記載のとおりであります。
完全議決権株式(その他)	普通株式 487,726,000	487,726	同上
単元未満株式	普通株式 2,233,495	-	同上
発行済株式総数	490,727,495	-	-
総株主の議決権	-	487,726	-

- (注) 1. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式1,000株(議決権1個)が含まれております。
2. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式750株、証券保管振替機構名義の株式600株が含まれております。

【自己株式等】

平成29年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数(株)	他人名義 所有株式数(株)	所有株式数 の合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
(自己保有株式) 相鉄ホールディングス 株式会社	横浜市西区北幸 一丁目3番23号	768,000	0	768,000	0.15
計	-	768,000	0	768,000	0.15

- (注) 株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が2,000株(議決権2個)あります。
なお、当該株式数は、上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」の欄に含まれております。

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成29年4月1日から平成29年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成29年4月1日から平成29年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成29年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	22,979	34,034
受取手形及び売掛金	13,384	11,704
たな卸資産	21,388	26,429
繰延税金資産	2,021	2,332
その他	14,131	7,837
貸倒引当金	95	94
流動資産合計	73,808	82,243
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	179,447	177,979
機械装置及び運搬具(純額)	12,947	12,472
土地	242,929	242,929
建設仮勘定	12,270	11,923
その他(純額)	5,056	4,870
有形固定資産合計	452,651	450,176
無形固定資産		
のれん	2,443	2,371
借地権	3,514	3,514
その他	3,189	3,136
無形固定資産合計	9,147	9,022
投資その他の資産		
投資有価証券	9,413	10,183
長期貸付金	72	69
退職給付に係る資産	11,597	11,820
繰延税金資産	5,683	5,344
その他	18,052	17,645
貸倒引当金	728	719
投資その他の資産合計	44,091	44,343
固定資産合計	505,891	503,542
資産合計	579,699	585,786

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成29年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	9,594	8,934
短期借入金	67,758	78,396
1年以内償還社債	12,000	12,000
リース債務	180	159
未払法人税等	3,920	1,303
賞与引当金	2,627	967
その他の引当金	371	380
資産除去債務	122	177
その他	46,848	45,083
流動負債合計	143,423	147,402
固定負債		
社債	136,000	136,000
長期借入金	94,041	93,842
リース債務	1,415	1,394
繰延税金負債	130	78
再評価に係る繰延税金負債	23,428	23,428
退職給付に係る負債	20,861	20,942
長期預り敷金保証金	28,808	28,856
資産除去債務	2,102	2,058
その他	953	900
固定負債合計	307,741	307,501
負債合計	451,165	454,904
純資産の部		
株主資本		
資本金	38,803	38,803
資本剰余金	30,024	30,024
利益剰余金	51,252	53,263
自己株式	307	308
株主資本合計	119,773	121,782
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	4,258	4,792
土地再評価差額金	597	597
退職給付に係る調整累計額	2,531	2,434
その他の包括利益累計額合計	6,192	6,630
非支配株主持分	2,569	2,469
純資産合計	128,534	130,882
負債純資産合計	579,699	585,786

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)
営業収益	66,490	61,263
営業費		
運輸業等営業費及び売上原価	41,591	37,674
販売費及び一般管理費	15,510	15,227
営業費合計	57,101	52,902
営業利益	9,389	8,360
営業外収益		
受取利息	21	21
受取配当金	85	86
受託工事事務費戻入	24	40
保険配当金	74	57
雑収入	53	32
営業外収益合計	260	238
営業外費用		
支払利息	816	688
雑支出	125	30
営業外費用合計	941	719
経常利益	8,708	7,879
特別利益		
固定資産売却益	0	9
投資有価証券売却益	47	-
補助金	166	1,070
その他	-	2
特別利益合計	214	1,082
特別損失		
固定資産除却損	250	10
固定資産圧縮損	163	917
減損損失	37	-
特別損失合計	451	928
税金等調整前四半期純利益	8,471	8,033
法人税、住民税及び事業税	3,103	2,986
法人税等調整額	126	207
法人税等合計	2,976	2,778
四半期純利益	5,495	5,254
非支配株主に帰属する四半期純利益	68	58
親会社株主に帰属する四半期純利益	5,427	5,195

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)
四半期純利益	5,495	5,254
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	927	541
退職給付に係る調整額	30	96
その他の包括利益合計	958	445
四半期包括利益	4,537	5,699
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	4,490	5,633
非支配株主に係る四半期包括利益	47	66

【注記事項】

(追加情報)

(単元株式数の変更及び株式併合)

当社は、平成29年5月25日開催の取締役会において、単元株式数の変更及び定款の一部変更について決議するとともに、平成29年6月29日開催の第149期定時株主総会に、株式併合に係る議案を付議することを決議し、同株主総会において承認可決されました。

1. 単元株式数の変更及び株式併合の目的

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、平成30年10月1日までにすべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更するとともに、中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整するため、株式併合を実施いたします。

2. 単元株式数の変更の内容

平成29年10月1日をもって、普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

3. 株式併合の内容

(1) 併合する株式の種類

普通株式

(2) 併合の方法・割合

平成29年10月1日をもって、同年9月30日(実質上、同年9月29日)現在の株主名簿に記載された株主の所有株式数5株につき1株の割合で併合いたします。

(3) 併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数(平成29年3月31日現在)	490,727,495株
併合により減少する株式数	392,581,996株
併合後の発行済株式総数	98,145,499株

(注)「併合により減少する株式数」及び「併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数及び株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

(4) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主に対し、端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 効力発生日における発行可能株式総数

本株式併合による発行済株式総数の変更に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、効力発生日(平成29年10月1日)をもって、株式併合の割合と同じ割合(5分の1)で発行可能株式総数を減少いたします。

変更前の発行可能株式総数	変更後の発行可能株式総数(平成29年10月1日付)
1,200,000,000株	240,000,000株

4. 単元株式数の変更及び株式併合の日程

取締役会決議日	平成29年5月25日
定時株主総会決議日	平成29年6月29日
単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日	平成29年10月1日(予定)

上記のとおり、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日は平成29年10月1日を予定しておりますが、株式売買後の振替手続きの関係により、東京証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更される日は平成29年9月27日となります。

5. 1 株当たり情報に及ぼす影響

当該株式併合が前連結会計年度の期首に実施されたと仮定した場合の1株当たり情報は、以下のとおりです。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	55円38銭	53円02銭

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成していません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日)
減価償却費	3,985百万円	3,934百万円
のれんの償却額	71	71

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	2,204	4.50	平成28年3月31日	平成28年6月30日	利益剰余金

当第1四半期連結累計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成29年6月29日 定時株主総会	普通株式	3,184	6.50	平成29年3月31日	平成29年6月30日	利益剰余金

(注) 平成29年6月29日定時株主総会決議による1株当たり配当額には、創立100周年記念配当1円50銭を含んでおります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成28年4月1日至平成28年6月30日)
 報告セグメントごとの営業収益及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	運輸業	流通業	不動産業	ホテル業	その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注3)
営業収益								
(1) 外部顧客への営業収益	9,740	26,765	17,533	9,341	3,111	66,490	-	66,490
(2) セグメント間の内部営業収益又は振替高	122	63	806	106	1,967	3,065	3,065	-
計	9,863	26,828	18,339	9,447	5,078	69,556	3,065	66,490
セグメント利益	2,810	491	4,642	1,334	87	9,367	21	9,389

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ビルメンテナンス業等の事業を含んでおります。

2. セグメント利益の調整額は、セグメント間取引消去であります。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第1四半期連結累計期間(自平成29年4月1日至平成29年6月30日)
 報告セグメントごとの営業収益及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	運輸業	流通業	不動産業	ホテル業	その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注3)
営業収益								
(1) 外部顧客への営業収益	9,858	26,981	11,474	9,902	3,047	61,263	-	61,263
(2) セグメント間の内部営業収益又は振替高	119	69	802	110	1,926	3,027	3,027	-
計	9,977	27,051	12,276	10,012	4,973	64,291	3,027	61,263
セグメント利益	2,863	434	3,482	1,436	116	8,334	26	8,360

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ビルメンテナンス業等の事業を含んでおります。

2. セグメント利益の調整額は、セグメント間取引消去であります。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	11円08銭	10円60銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額 (百万円)	5,427	5,195
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期 純利益金額(百万円)	5,427	5,195
普通株式の期中平均株式数(千株)	489,979	489,957

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

1【保証の対象となっている社債】

銘柄	保証会社	発行年月日	券面総額 (百万円)	償還額 (百万円)	提出会社の当 四半期会計期 間末現在の未 償還額 (百万円)	上場金融商品取 引所名又は登録 認可金融商品取 引業協会名
相鉄ホールディングス㈱ 第21回無担保社債	相模鉄道㈱	平成22年 7月28日	10,000	-	10,000	
相鉄ホールディングス㈱ 第25回無担保社債	同上	平成24年 4月26日	20,000	-	20,000	
相鉄ホールディングス㈱ 第27回無担保社債	同上	平成25年 1月28日	16,000	-	16,000	
相鉄ホールディングス㈱ 第28回無担保社債	同上	平成25年 4月24日	10,000	-	10,000	
相鉄ホールディングス㈱ 第29回無担保社債	同上	平成25年 6月25日	10,000	-	10,000	
相鉄ホールディングス㈱ 第30回無担保社債	同上	平成26年 4月22日	10,000	-	10,000	
相鉄ホールディングス㈱ 第31回無担保社債	同上	平成26年 4月22日	10,000	-	10,000	
相鉄ホールディングス㈱ 第32回無担保社債	同上	平成27年 1月28日	10,000	-	10,000	
相鉄ホールディングス㈱ 第33回無担保社債	同上	平成28年 1月28日	10,000	-	10,000	
相鉄ホールディングス㈱ 第34回無担保社債	同上	平成28年 1月28日	10,000	-	10,000	
相鉄ホールディングス㈱ 第35回無担保社債	同上	平成28年 6月28日	15,000	-	15,000	
相鉄ホールディングス㈱ 第36回無担保社債	同上	平成29年 1月30日	15,000	-	15,000	

2【継続開示会社たる保証会社に関する事項】

該当事項はありません。

3【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】

第149期有価証券報告書「第二部 提出会社の保証会社等の情報 第1 保証会社情報 3 継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項」をご参照ください。

第2【保証会社以外の会社の情報】

該当事項はありません。

第3【指数等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年 8月10日

相鉄ホールディングス株式会社

取締役会 御中

有 限 責 任 あ ず さ 監 査 法 人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 根 本 剛 光 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山 田 大 介 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている相鉄ホールディングス株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成29年4月1日から平成29年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成29年4月1日から平成29年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、相鉄ホールディングス株式会社及び連結子会社の平成29年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれておりません。